

(探偵業・個人用)

誓 約 書

私は、探偵業法第3条第1号から第6号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は探偵業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業法第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 6 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が探偵業法第3条第1号から第4号のいずれかに該当するもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名